|  |
| --- |
|  　 事 務 所 見 取 図　　　　　　（Ａ４） |
| 　（本店・　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　階） |

　　備　考

１．住居の一部を事務所にしている場合は、住居全体の見取図を記載すること。

２．テナントビルの一部を事務所にしている場合は、事務所自体の見取図を記載し、同一

フロアー全体の配置図を添付すること。

　　３．建設時の設計書等で上記１又は２の内容が確認できる場合は、当該設計書等の写しを

本書に添付すること（この場合、本書への記載は不要とする）。

　　４．事務所は、外部から直接出入りできる形態とし、建物入口から事務所入口までの経路

を朱線で表示すること。

　　５．本書に書ききれない場合は、別の用紙に記載して本書に添付すること。